

Title	〔商法一〇三〕 損害保険金請求権の消滅時効起算点(昭和四二年九月二七日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichirō) 商法研究会( Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.6 (1971. 6) ,p.106- 109
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710615-0106">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710615-0106</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 判例研究

## 〔商法 一〇三〕 損害保険金請求権の消滅時効起算点

## 〔判示事項〕

損害保険金支払請求権の消滅時効の起算点

## 〔参照条文〕

商法六六三条、民法一六六条

## 〔事実〕

X(原告)は、自己の所有する原料を訴外A会社に引き渡し、A会社をしてこれを加工せしめた上製品を納入させていたが、その間に生ずべき損害を填補することを目的として、Y(被告)保険会社との間に本件損害保険契約を締結した。その契約内容は、原料および製品を被保険利益とし、運送に伴うあらゆる危険、倉庫・工場内における火災、落雷、盗難、抜荷またはノン・デリバリーを保険事故とするものである。ところで、昭和三八年五月五日頃、A会社は倒産したので、同六日XとAとの右委託加工契約は合意解除され、XはAに対しすでに引き渡し済みの原料の返還を請求したが、Aはこれを返還することができなかつた。

損害保険金等請求事件  
東京地方昭四〇の第四六三八号  
昭和四二年九月二七日判決  
下級民集一八卷九・一〇号九五六頁

そこで、XはY保険会社に対し、同年六月二五日に保険金の支払を請求したが、Yは損害の発生が不明であるとしてこれに応ぜず、

同年二月二四日、「真実にもとづき提出された書類が、損害及びその損害が保険証券により担保されていることを立証するに充分であれば、支払を行うに吝かではありません」と回答して、立証書類の提出をもとめた。その後、同様の請求と同様の回答とがくり返えされたのち、昭和四〇年六月三日に本訴が提起された。

争点は二つに分かれる。一つは、契約条件たる「ノン・デリバリー」に本件事故が含まれるか否かの点であり、他は、商法六六三条所定の二年の短期時効により保険金支払義務がすでに消滅しているか否かの点である。すなわち、前者については、Xは「ノン・デリバリー」を「返還のないこと」と解すべき旨主張するのに対し、Yはこれを運送事故たる「不着」に限定して解すべき旨主張する。また、後者については、Xは、「保険事故が発生した場合、被保険者は所定の請求手続をなし、これに対し保険会社が損害の有無及び範

照を調査した後にはじめて支払保険金額が確定され、具体的な保険金支払義務が発生するのであるから、右のように保険金額が確定しまたはすくなくとも右支払請求後保険金額が確定し得べき一定の期間（特約のあるときはこれにより、特約のないときは条理上相当の期間）が経過した後から消滅時効が進行するものといわなければならない。」旨主張した。

〔判旨〕 X敗訴。

「Xの主張自体によると、その主張の保険事故による損害の発生したのは遅くとも昭和三八年五月六日であるというのであり、しかも前記昭和三八年二月二四日の被告の回答はX主張のように時効中断事由としての債務の承認にあたるとは到底認められないことからすると、かりに、本件契約条項中のノン・デリバリーの意味するところ、X主張のようなものであつたとしても、Xの本訴請求にかかる保険金支払請求権は、昭和四〇年五月六日の終了により時効によつて消滅したものとわなければならない。もつとも、Xは、保険契約に因る保険金支払請求権の消滅時効の起算点について、これと異なる見解を主張しており、損害保険契約により保険金の支払を請求する者は、保険者の負担した危険の発生を保険者に通知すると共に、その蒙つた損害が保険者の負担した危険の発生によるものであること及びその損害額を明らかにするために、保険者の要求する約款所定の書類を提出して保険金の支払を請求し、保険者はその請求のあつた日から約款所定の期間を経過した後には保険金を支払う、というのが通常保険約款に定められているところであるが、右の手

続は、損害保険契約において被保険事故発生に伴い生ずる損害填補のため保険者の支払う保険金は、当事者の主観的立場においてはともかく、客観的にはそのもつ損害填補という目的からみて、その額は損害発生時のそれにより、損害発生と同時に支払わなければならないものであるのに拘らず、他方その額の算定については、実際に生じた損害額及び約定保険金額の範囲内においてしかも約定保険金額と保険価額との割合をも考慮して定めなければならないという要請のあるところから、その額の算定を、現実の保険金支払請求を端緒とし約款所定の手続に従つた当事者間の事後的協議に委ねたものにすぎないとみるのが相当であり、請求後約款所定の期間を経過した後には支払うという条項も、前述の本来的履行期を、現実に約款所定の方式にしたがつた保険金支払請求のあつたときはこの時から一定の期間だけ延期するということを、あらかじめ定めたものであると解すべきであるから、全く保険金支払請求のない場合及び約款所定の方式に従つたそれのない場合には、損害保険契約による保険金支払請求権の消滅時効は保険事故に因る損害発生時から進行を始めるのと解するのが相当である。」

〔研究〕 結論的賛成。

一 本件契約は、被告である外国保険会社と原告との間において、Institute Cargo Clause (All Risks) により締結されたものようである。そうだとすれば、そこでいう「ノン・デリバリー」とは、運送品の不着を意味することはあきらかであり (Tranny, *Maritime Insurance*, 1968, p. 20)、本件のような受寄者の返還義務の不履行による

損害はこれに含まれないものと解すべきであろう。しかし、本件判決は、保険金支払請求権の消滅時効の成否を先決問題として判断し、右の点の判断には及ばなかつた。

二 わが商法は、保険者の保険金支払義務につき、二年間の短期消滅時効を定めている(六六三条、なお六八三条一項により生命保険にも準用)。保険制度の技術性・団体性からして、相当期間経過後に過去の保険金が請求されることは、保険事業の円滑な運営の障害となるからである(何らかの短期時効を定める点は、各国の法制のほぼ一致して採用するところである——大森・保険金請求権の消滅時効期間の始期・生命保険契約法の諸問題一六一頁以下、特に一二二頁参照)。しかし、時効期間の起算点については、わが商法は何らの規定も置いていないので、この点は民法の一般原則によるほかないことになるが、民法一六六条一項は「消滅時効ハ権利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ進行ス」と原則的・抽象的に定めているため、特に契約の構造に特殊性を有する保険契約上の義務については、具体的な起算点はきわめて不明確である。

わが国の判例においては、損害保険に関するものとしては本判決がはじめてのもののようにであるが、生命保険に関するものとしては、大正一四年二月一九日の大審院民事第一部の判決がある(新聞二三七六号一九頁)。この判決の事案では、約款上、保険者は被保険者の死亡証明書、保険証券等の書類が保険会社の本店に到達したときから二〇日以内に保険金を支払う旨約定されていた。裁判所はこの点をとらえて、それが弁済期の特約であるものと解し、したがつ

て、右約款所定の書類が保険会社の本店に到達した後二〇日を経過したときにはじめて保険会社の債務はその弁済期が到来し、保険金受取人の請求権はこのときから二年の時効にかかると判示した。

学説はきわめて多岐にわたつており、右の大審院判決に賛成するもの(野津・新保険契約法論六二八頁、栗谷・保険学雑誌三八一号五九頁、棚田・損害保険研究三〇巻三号一九頁)の中にも、加入者が所定の請求手続をなさなかつた場合には、約款所定の手続期間の終了時から所定の猶予期間(右の大審院の事例では二〇日)がこれにあたる。経過後を起算点とするものもあり(栗谷・前掲六三頁、あるいはその場合には、保険事故発生時から所定の猶予期間経過後を起算点とするものもある(棚田・前掲)。これに対し、右の判決に反対する見解の中には、請求書類の到達の時からではなく、加入者において請求手続をなさうべき時から所定の猶予期間経過後を起算点とするものもあり(加藤由海上損害論三八六頁、東裁判大正二三年六月三日新聞二二八三号七頁——なお、野津・前掲はこの判決をも引用する)。あるいは、加入者が保険事故による損害の発生を知つたときを起算点とするものもあり(栗津・日本保険法論二八五頁)、またあるいは、保険事故による損害の発生るときを起算点とするものもある(近藤氏・損害保険研究二巻三号二八三頁以下、大森・前掲一七六頁以下)。

問題の一つの分岐点は、約款所定のいわゆる猶予期間を、保険金債務の弁済期(期限)の特約と見るか否かの点にある。ただし、期限の定めのある債権については、その期限の到来により時効の進行する

ことは異論のないところだからである(我妻・新訂民法総則四八五頁、川島・民法総則五一〇頁)。この点は、右約款の解釈の問題であるが、保険契約の本質的構造からすれば、保険者は約定事故による損害発生を条件とする保険金支払義務を負う(危険負担)ことにより確定的な給付をなすものであり、したがって保険事故による損害の発生によつて、具体的かつ無条件の保険金支払義務を負うのが本来である。この場合に、右約款規定が具体的保険金支払義務の弁済期を定めるものであるとすれば、保険者は、契約上、そもそも約定事故による損害発生を条件とする期限付保険金支払義務を負担したことになる。このような解釈は、当事者の合理的意思としては少なくとも自然ではなく(大森・前掲一八〇―一頁)、格別の事情のないかぎりは、むしろ事務処理の便宜のための支払延期の約定と解すべきであろう。

不法行為にもとづく損害賠償請求権の消滅時効につき民法は、「被害者又ハ其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知リタル時」を起算点としている(民法七二四条)。保険金請求権の消滅時効の起算点を、加入者が損害発生を知つた時とする見解は、右の規定を類推するものと解される。しかしながら、不法行為の場合においても、それにもとづく債権の客観的存在を決定する消滅時効(二〇年)の起算点は、一般原則と同じく権利を行使しうるときであり(民法七二四条後段)、三年の短期消滅時効は、これに対して、被害者对加害者という具体的関係における被害者の主観に根ざした特則であるが故に、被害者の主観的認識を要件とするものである(この点につき、内池・法学研究四四卷三号津田・宮崎・伊藤退職記念一一二頁以下が詳しく)。

保険金債権の消滅時効の制度は、債権の客観的存在の決定に関するものであつて、民法七二四条前段の規定をこの場合に類推すべきではなく、また形式的にいえば、法が「知リタル時」を起算点とする旨特に規定しないかぎり、時効の起算点は客観的な権利行使可能時(通説)という民法一六六条一項の原則によるべきものである。

以上の考察からして、私は、保険金請求権の時効の起算点は、保険事故による損害の発生の時と解すべきであると考へる。ところで、本件事案においても約款上いわゆる猶予期間の定めがあるもののようにあるが、判旨は、「全く保険金支払の請求のない場合及び約款所定の方式に従つたそれのない場合には、損害保険契約による保険金支払請求権の消滅時効は保険事故に因る損害発生るときから進行を始めると解するのが相当である」という。本件事案は、約款所定の方式に従つた請求のない場合に該当するという趣旨であろう。そして、右の文脈からすれば、判決は、そのかぎりにおいて時効の起算点を損害発生の時としているのであつて、約款所定の期間内に請求がなされた事案に対する前記の大審院の判決とは、抵触することを回避していることになる。けれども、約款上の猶予期間の約定を単なる履行期の延長とする論旨は、必然的に請求の事実の有無にかかわらず損害発生時を起算点とする帰結に至るべきものであり、この点かえつて判決の論理を混沌とさせているとする批判(林・ジュリスト四四八号一二三頁)を受けざるをえない。

(倉沢 康 一 郎)